





平成18年6月9日 (金) 第 1,784 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

# 目 次

告示			
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者	福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事	(	" )	1
業者の指定			
土地改良区連合の清算人の就任の届出	(農村	整備課)	2
解除予定保安林	(森林	整備課)	2
公有水面埋立ての竣功認可 (2件)	(漁港漁均	易整備課)	3
平成18年度地籍調査事業の決定の一部変更	(用地対	付策課)	4
公有水面埋立ての竣功認可	(港湾3	空港課)	5
公 告			
自動体外式除細動器の購入に係る一般競争入札の実施	(高校	教育課)	5
公安告示			
駐車監視員資格者講習の実施	(警察	本 部)	7

4	_
<u></u>	<del>717</del>
	/]/
• •	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

### 島根県告示第662号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年6月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 やすぎ福祉 会	通所介護	ソレイユデイサービスセン ターあらしま	安来市荒島町1734番地	平成18年 6月1日

#### 島根県告示第663号

介護保険法(平成 9 年法律第123号)第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年6月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
特定非営利活動法人 コミュニティサポート・	訪問介護	介護ステーションフィリ	出雲市平田町2112 - 1	平成18年
ほっとひらた	介護予防訪問介護	ア		6月1日
医療法人財団 公仁会	通所介護	鹿島病院デイサービスセ	<b>松江市鹿島町名分243</b> - 1	平成18年
医原本人则凹 公二云	介護予防通所介護	ンター	松江印底岛町石刀243-1	6月1日
가스년개나 <b>(</b> 博兴	通所介護	岬町デイサービスセン	隠岐郡隠岐の島町岬町中ノ津	平成18年
社会福祉法人 博愛	介護予防通所介護	ター	四、302番地	4月1日

# 島根県告示第664号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区連合から清算人の就任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成18年6月9日

島根県知事 澄 田 信 義

# 伯太川沿岸土地改良区連合

1 就任した清算人の氏名及び住所

島田 二郎 安来市安来町1225番地1

須山奈良喜 安来市伯太町東母里812番地

奧野 勇 安来市伯太町西母里1435番地内第1

猪子 光夫 安来市伯太町西母里1707番地

宮本 利男 安来市伯太町安田529番地

原 民男 安来市伯太町安田778番地3

宇名手郁夫 安来市伯太町安田中676番地

岩田 義美 安来市安来町1553番地

野坂 登 安来市安来町539番地

細田 和正 安来市月坂町372番地

飯橋 芳美 安来市月坂町103番地

湯浅 春雄 安来市九重町51番地2

内田 幸治 安来市宇賀荘町143番地

野坂 荘一 安来市清井町366番地2

福井 要次 安来市大塚町333番地

2 就任年月日

平成18年3月29日

# 島根県告示第665号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年6月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

**仁多郡奥出雲町横田1469 - 8 、1469 - 9** 

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

#### 島根県告示第666号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年6月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成18年 5 月30日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
- (1) 位置

隠岐郡隠岐の島町津戸赤碕906番地6から同郡同町津戸赤碕903番地に至る地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分の満潮位(D.L.+0.410メートル)における公有水面と陸地との境界線及び、の地点との地点に至る国土調査時の陸海の境界線により囲まれた区域

の地点 隠岐郡隠岐の島町津戸四敷島・四敷島灯台の北東方740メートルの「シャグリ隠岐シャグリ灯標(北緯36度09分53秒、東経133度14分26秒)」から16度17分24秒、1,426.77メートルの地点

の地点 の地点から85度27分05秒、4.48メートルの地点

の地点 の地点から172度34分15秒、56.86メートルの地点

の地点 の地点から82度48分16秒、4.92メートルの地点

の地点 の地点から172度43分49秒、40.04メートルの地点

の地点 の地点から262度34分15秒、15.63メートルの地点

(3) 面積

997.59平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成16年10月18日 指令漁第355号

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び隠岐の島町役場

#### 島根県告示第667号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したの

で、同条第2項の規定により告示する。

平成18年6月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成18年5月31日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
- (1) 位置

隠岐郡隠岐の島町津戸午立1135番地1から同町津戸赤崎906番地1に至る地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分の満潮位(D.L.+0.410メートル)における公有水面と陸地との境界線及び、の点からの点に至る国土調査時の陸海の境界線により囲まれた区域

の地点 隠岐郡隠岐の島町津戸四敷島・四敷島灯台の北東方740メートルの「シャグリ隠岐シャグリ灯標(北緯36 度09分53秒、東経133度14分26秒)」から18度47分56秒、1,453.99メートルの地点

の地点 の地点から262度09分34秒、0.91メートルの地点

の地点 の地点から264度08分45秒、63.30メートルの地点

の地点 の地点から265度27分05秒、4.48メートルの地点

(3) 面積

1,930.97平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成15年1月29日 指令漁港第26号の2

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び隠岐の島町役場

島根県告示第668号

平成18年度地籍調査事業の決定(平成18年島根県告示第582号)の一部を次のように改正し、平成18年 6 月 9 日から施行する。

平成18年6月9日

島根県知事 澄 田 信 義

表雲南市の項を次のように改める。

雲南市	飯石	交付決定の日から平成19年3月30日まで
	川井	
	下久野	
	須賀	
	上久野	

## 島根県告示第669号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年6月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成18年6月9日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
- (1) 位置

隠岐郡西ノ島町大字別府4386 - 3番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち の地点から の地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成 2 年 6 月 5 日付け指令60港第 4 号の 1 で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線 ( D . L . + 0.410メートルにより決定 ) により囲まれた区域

の地点 別府四等三角点(北緯36度06分47秒10、東経133度02分15秒51)から143度44分49秒、1,151.30メートルの 地点

の地点 の地点から99度33分06秒、20.00メートルの地点

の地点 の地点から189度33分07秒、30.00メートルの地点

の地点 の地点から99度33分08秒、80.00メートルの地点

の地点 の地点から189度33分08秒、80.00メートルの地点

の地点 の地点から297度30分07秒、65.55メートルの地点

の地点 の地点から314度41分53秒、51.44メートルの地点

(3) 面積

6.722.89平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成9年11月21日 指令港第4号の5

6 縦覧場所

西ノ島町役場

公
---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年6月9日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

- 1 調達内容
  - (1) 購入物品

自動体外式除細動器(AED)

(2) 購入予定数量

56台

(3) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入期限

発注後60日以内

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札者は、入札書に自動体外式除細動器(AED)1台当たりの単価(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)及び当該単価に予定数量を乗じて得た金額を記載するものとする。

イ 落札決定に当たっては、アの金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「支出予定相当額」という。)をもって落札金額とする。

# 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条に規定する入札参加 資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「医療機器」のA、B又はC等級に格付けされた者で あること。
- (3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、当該物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス 体制が整備されているものであること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階

島根県教育委員会高校教育課(電話0852 - 22 - 5410)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成18年6月9日(金)から平成18年6月15日(木)まで(閉庁日を除く。)の間、上記(1)の場所において交付する

交付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 入札の日時及び場所

日時 平成18年6月26日(月)午後1時30分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁 会議棟 第5会議室

その他 郵便による入札は認めない。また、参加者が1人の場合は入札を行わない。

### 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった支出予定相当額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

支出相当予定額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その 他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

#### (6) 落札者の決定方法

会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。単価契約とする。

(9) その他詳細

入札説明書による。

# 公安委員会告示

### 島根県公安委員会告示第54号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年6月9日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

# 1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

# (1) 講習期日

内	容				期日
講	習	期	日	平成1	8年7月11日及び12日
				受付	午前7時45分から午前8時15分まで
		時	間	講義	午前8時30分から午後5時10分まで
				指示	午後5時10分から午後5時30分まで(7月12日のみ)
修了	考査	期	朝 日 平成18年7月19日		
				受付	午後 0 時45分から午後 1 時15分まで
		時	間	考査	午後 1 時30分から午後 2 時30分まで
				発表	午後3時30分から午後4時まで

# (2) 講習場所

松江市打出町250番地1

島根県運転免許センター(電話0852 - 36 - 7400)

- 2 受講手続に関する事項
  - (1) 受講申込書の受付期間等
    - ア 受付期間

平成18年6月12日(金)から6月30日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

- (2) 受講申込書の入手方法
  - ア 島根県警察本部交通部交通指導課又は島根県内の最寄りの警察署で受け取る。
  - イインターネットにより島根県警察のホームページから印刷する。
- (3) 受講申込書の提出先及び提出方法
  - ア 提出先

島根県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

受講希望者の持参による。ただし、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状(様式は問わない。)を添えること。

- (4) 申込みに必要な書類等
  - ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
  - イ 受講手数料 19,000円(相当する額の島根県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄にはり付けること。) なお、納付された受講手数料は、返還しない。
  - ウ 写真 1枚(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを、アの受講申込書の所定の欄にはり付けること。)
- 3 駐車監視員資格者講習の受講に関する事項
  - (1) 講習内容

講義14時間(1日7時間)及び修了考査1時間の合計15時間

- (2) 講習受講に必要な物
  - ア 駐車監視員資格者講習受講票(申込者に対して、講習期日を記載したものを送付する。)
  - イ 筆記用具
- 5 問合せ先

島根県警察本部交通部交通指導課

電話(0852)26-0110 内線5118・5119